

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

なし

評価実施機関名

別府市長

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給している。 事務主体は県であり、認定・手当支給事務等は県が行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・特別児童扶養手当の認定請求の受付、審査及びその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当の額改定請求の受付、審査及びその請求に対応に対応に関する事務 ・特別児童扶養手当の諸届出書類の受付、審査及びその請求に対応に対応に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に規定する情報提供
③システムの名称	・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・法第38条 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)第13条 ・番号法第9条第1項 別表66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、20、29、80、81、119、141及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	別府市こども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	別府市総務部総務課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1251 e-mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	別府市こども部子育て支援課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 e-mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文章については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給している。 事務主体は県であり、認定・手当支給事務等は県が行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・特別児童扶養手当の認定請求の受付、審査及びその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当証書に関する事務 ・特別児童扶養手当の額改定請求の受付、審査及びその請求に対応に対応に関する事務 ・特別児童扶養手当の諸届出書類の受付、審査及びその請求に対応に対応に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に規定する情報提供	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給している。 事務主体は県であり、認定・手当支給事務等は県が行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・特別児童扶養手当の認定請求の受付、審査及びその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当の額改定請求の受付、審査及びその請求に対応に対応に関する事務 ・特別児童扶養手当の諸届出書類の受付、審査及びその請求に対応に対応に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に規定する情報提供	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(事務の変更)
令和7年9月18日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)
令和7年9月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 特定個人情報に関する記載のある文章については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じる。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 特定個人情報に関する記載のある文章については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じる。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)